

一般社団法人

# 日本映画制作適正化機構

エイ

テキ

**J-MOPS : JAPAN MOTION PICTURE PRODUCTION STANDARDS ASSOCIATION**



2024.10.5

2018

2018/6/15 【骨太の方針】経済財政運営と改革の基本方針2018 “働き方改革の推進”

2019

2019/6/10~9/30調査 映画制作現場実態調査 ⇒11/22結果公表

・・・①映画制作現場スタッフアンケート調査 ②映画制作会社アンケート調査 ③ヒアリング調査

2020

2019/10/11~2020/3/24 (計4回) 映画制作の未来のための検討会

・・・「作品認定制度の創設」「映像制作適正化機関(仮称)の設置」を提言

2019/12/23・2020/1/23 (計2回)

映画制作現場WG

2020/7/17 【骨太の方針】経済財政運営と改革の基本方針2020 “フリーランスとして安心して働ける環境・保護ルールの整備”

<緊急事態宣言>

2020/4/7~5/25  
2021/1/8~3/21  
2021/4/25~6/20  
2021/7/12~9/30

2021

2020/8/4~2021/3/23 (計3回) 映像制作適正化機関(仮称)設立準備委員会

2020/8/19~2021/3/5 (計6回) 制度設計WG

「認定制度概要」

「ガイドライン・  
認定基準項目案」  
について合意

2020/8/19~2021/2/15 (計6回) 認定基準策定WG

2020/10/14~2021/2/5 (計4回) 人材育成等WG

2022

2021/11/29~2022/3/23 (計3回) スタッフセンター設立のための検討委員会

2022/2/28・2022/3/16 (計2回) 認定制度検証委員会

2022/6/20 (一社)日本映画制作適正化機構設立

2022/10/25~2023/3/7 (計3回) 認定制度検証委員会

認定制度 実証作品A 2022/5~6 撮影

2022/8/19~2023/3/6 (計4回) スタッフセンター部門検討委員会

認定制度 実証作品B 2022/7~8 撮影

2022/9/21~2023/3/3 (計6回) 日本映画制作適正化機構準備WG

認定制度 実証作品C 2022/12~2023/1 撮影

2023/1/13~2023/2/22 (計12回) 実務者会議

認定制度 実証作品D 2022/12~2023/2 撮影

ヒアリングの実施  
スタッフへの  
アンケート

2023

2023/3/29 「日本映画制作適正化認定制度に関する協約」調印(「映適取引ガイドライン」合意)

2023/4/1 「映適」START(作品認定制度申請受付開始)

2023/6/21 第1回 映適定時社員総会

2024

2023/7/4~2024/3/12 (計4回) 作品認定制度フォローアップ会議

2024/6/19 第2回 映適定時社員総会

2024/6/21 【骨太の方針】経済財政運営と改革の基本方針2024

“クリエイターの支援・取引適正化”“次代を担うクリエイター・アーティストの育成”

2024/7/12~(計4回予定) 取引ガイドライン等に関する検証・検討会議

2024/11/1 フリーランス保護法(フリーランス・事業者間取引適正化等法)施行

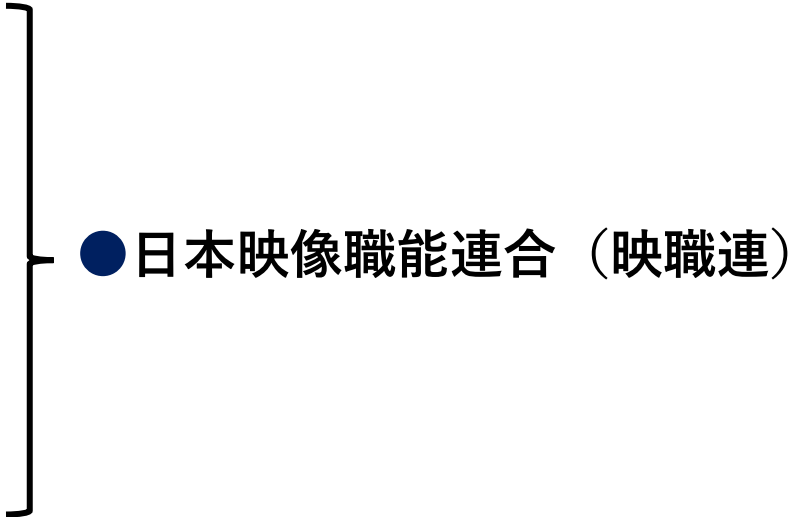
today

映適サポート会議

# 「日本映画制作適正化認定制度に関する協約」調印11団体

- 日本映画製作者連盟（映連） = 松竹、東宝、東映、KADOKAWA
- 日本映画製作者協会（日映協） = 加盟 5 6 社

- 日本映画監督協会
- 日本映画撮影監督協会
- 日本映画・テレビ照明協会
- 日本映画・テレビ録音協会
- 日本映画・テレビ美術監督協会
- 日本映画・テレビ編集協会
- 日本映画・テレビスクリプター協会
- 日本シナリオ作家協会



+ ● 日本映画制作適正化機構



映適取引ガイドライン（映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン）を定め、  
 実写映画の制作現場における**適正な現場環境**を創出し、  
 創造的で豊かな**映画産業全体の発展**につなげる。

映適取引ガイドライン全文はコチラ



# 映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン

## <第2章 適正取引に向けたルール>

### 【映画製作者（製作委員会）－制作会社間の取引】

#### ① 契約書

契約内容に、映画製作者（製作委員会）と制作会社の間における役割分担、予算の取り決めを明記する。

#### ② 予算

##### 1) 予算の透明化と必要な間接費の記載

予算は、可能な限り透明化を図る。具体的には、コストマークアップ方式による予算作成や必要な間接費

（制作会社の取り分）を明記したうえで、映画製作者と制作会社は協議する。

##### 2) アバブ・ビロウの費目の明記

予算の分担が映画製作者と制作会社間で生じるときには、アバブ（above）、ビロウ（below）に含まれる

費目を明記する。

##### 3) 緊急事態が生じた場合の取り決めの明記

緊急事態（不可抗力、その他不可抗力に帰せらるる事象）が生じた場合の取り決めを事前に明記

#### 4) 当初予算を超過した場合の取り決め

当初予算を超過した場合の規定が明確に定められ、制作会社の責に帰さない場合には、映画製作者が追加予算を負担する。

#### 5) 保険等の加入の推奨

緊急事態をはじめとした想定されるリスクに対応するため、これらにより発生する損害を補てんする保険等に参加することを推奨する。

## 【制作会社－フリーランス間の取引】

### ③ 契約書・発注書

#### 1) 契約書・発注書の交付及び交付時期

すべてのスタッフ（社員・俳優を除く）に対し、契約期間開始前に契約書又は発注書を交付する。

#### 2) 契約書・発注書の記載内容

契約書及び発注書には、少なくとも契約期間、業務内容、金額、支払日・支払方法、傷害保険の加入、

# 【映画制作現場のルール】

## ④作業・撮影時間

### 1) 作業・撮影時間の定義

すべてのスタッフの作業・撮影時間は**1日あたり13時間（準備・撤収、休憩・食事を含む）以内**とする。

なお、準備と撤収にかかる時間は、みなし1時間+1時間=合計2時間とし、撮影時間は「**段取り開始（リハーサル）から最終カットOK（撮影終了）までの11時間以内**」を遵守するものとする。

### 2) 13時間を超える場合のインターバルの確保

作業・撮影時間が**13時間を超える場合には、10時間以上のインターバル**を設けること。

### 3) プリプロダクション及びポストプロダクションの扱い

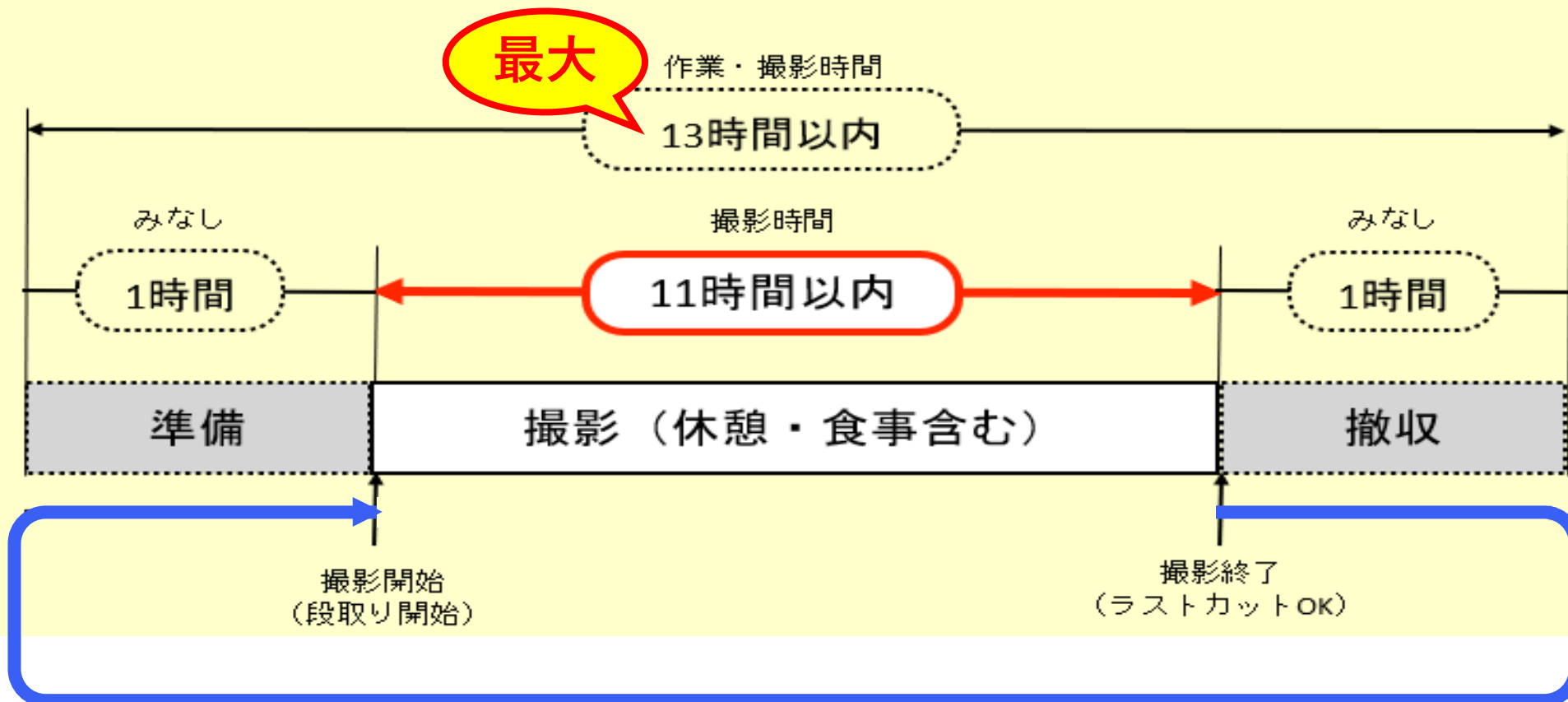
プリプロダクション及びポストプロダクションにおいては、1日あたり13時間（準備・撤収、休憩・食事を含む）

以内とする。

13時間を超える場合のインターバルについては、「2) 13時間を超えるインターバルの確保」に準じる。

## 撮影は、上限 1 1 時間以内

作業・撮影時間13時間超 → 10時間以上のインターバル必須



インターバル10時間以上 + みなし撤収1時間 + みなし準備1時間 = 12時間以上

## ⑤休日

### 1) 休日の定義

休日とは、**撮休日**と**完全休養日**を指す。

### 2) 休日の設定

**週に少なくとも1日は撮休日**を確保する。それに加え、**2週間に1日の完全休養日**を確保する。

## ⑥休憩・食事

1日の作業・撮影時間が6時間以上にわたる場合は、30分以上の休憩・食事を1回以上確保する。

## ⑦スケジュール

### 1) スケジュールの作成

④作業・撮影時間、⑤休日、⑥休憩・食事が達成できるように準備・撮影等のスケジュールを組む。

### 2) 時間厳守に向けた各主体の協力

④作業・撮影時間、⑤休日、⑥休憩・食事が達成できるように**制作会社と監督、技師をはじめ各**  
**部は、**

**協力してスケジュールを適宜見直し、これらを達成できるように映画制作現場を管理**する。

技師（各パート責任者）は、助手の状況を記録し、制作会社に報告する。制作会社はその記録を保管・管理する。

また、その記録は職能団体等が保管することもできる。



## ⑧安全管理

**映画製作者は**、安全管理に関する相談を受けられる**体制を構築する**。また、安全管理に関する研修（それに準ずる研修を含む）を受講したスタッフを配置する。

この相談窓口は、⑨のハラスメントの相談窓口と兼ねることができる。

安全管理についてはプロデューサーが責任を持ち、安全な環境を確保するように努めるとともに、万一トラブルがあった場合にはその解決に努める。

安全管理の確保の方法は、最新版の「映画制作現場における安全管理ガイドライン」に準拠し、最新版のガイドラインは、日本映画制作適正化機構のウェブサイトに掲示されるものとする。

## ⑨ハラスメント

**映画製作者は**、ハラスメントに関する相談を受けられる**体制を構築する**。また、各種ハラスメントに関する

研修（それに準ずる研修を含む）を受講したスタッフを配置する。

この相談窓口は、⑧の安全管理の相談窓口と兼ねることができる。

ハラスメントの防止についてはプロデューサーが責任を持ち、可能な限り解決するように努め、現場での解決が困難な場合には日本映画制作適正化機構に相談するなど第三者による解決方法を活用する。

**映適では作品認定制度申請作品のスタッフに第三者窓口をご案内しています。** ガイドライ